

知的財産判例セミナー第35回

日時

7/25(火)
16:10 ~ 17:40

オンラインにて開催

※お申し込み後招待メールを送付いたします。お申込みの際はメールアドレスを必ずご記入ください。

プログラム

音源のサンプリングを用いた音楽制作による著作権侵害の成否に関する欧州司法裁判所Pelham事件（C-476/17）は、すでに国内文献でも紹介検討がなされていますが、今回はサンプリング問題と、この事件の長きにわたる訴訟経過を概観するとともに、特にCJEU判決後のドイツ国内の判決と、2021年著作権法改正でカリカチュア・パロディ・パステイーシュに関する制限規定51a条を導入したドイツ法における議論の動向に着目して、若干の検討を試みたいと思います。

【1】 講師紹介 16:10~16:15

山口大学国際総合科学部、知的財産センター長・教授 小川 明子

【2】 講演 16:15~17:25

「Pelham事件(欧州司法裁判所2019年7月29日C-476/17など)と
ドイツ法におけるサンプリング・パロディ」

追手門学院大学 准教授 志賀 典之 氏

【3】 学生によるコメント・質問 17:25~17:30

山口大学国際総合科学部4年

【4】 質疑応答 17:30~17:40

【講師略歴】

- ・早稲田大学法学部卒業
- ・早稲田大学大学院法学研究科博士後期課程修了（博士（法学））
- ・常葉大学法学部講師・准教授（-2022）
- ・追手門学院大学准教授（現在に至る）

お申込み・お問い合わせ

※お申込み締切 7/24(月)

下記URLよりお申込みください。

<https://ds23e.cc.yamaguchi-u.ac.jp/~jimu/form/?en=230614112240>

【お問い合わせ先】

山口大学 大学研究推進機構 知的財産センター
〒755-8611 山口県宇部市常盤台2-16-1
TEL : 0836-85-9942
E-mail : ip_fdsd@yamaguchi-u.ac.jp
<http://kenkyu.yamaguchi-u.ac.jp/>



☎こちらを読み取り、
お申込みも可能です。

広報 提供プログラム：著作権



知的財産
教育研究共同利用拠点